

平成19年5月18日
宮崎地家裁総務課印

平成19年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

1 開催日時等

日時 5月18日（金）午後1時30分から午後4時00分

2 宮崎地方裁判所大会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 串間文子，出水トシエ

（家裁委員） 隈部智代，黒木茂夫，小池覚子，佐藤由美子，成美幸子，横山勉

（兼務委員） 綾部頼子，柄本重敏，小山徹雄，高田明夫，松尾昭一

（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席書記官，首席家裁調査官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（地裁総務課長）

(2) 新任役員紹介（地裁総務課長）

榎本重敏委員，高原正良委員（欠席），串間文子委員，鳴海幸子委員

(3) 委員長代理の指名について（委員長）

渡邊紘光委員を指名

（家事事件手続案内ビデオ視聴）

5 意見交換会

・ビデオ視聴「家事事件手続案内」

・委員長：それでは，議事を進行させていただきます。

本日は，お知らせしておりましたとおり，「家事事件について」というテーマで意見交換させていただきたいと思っております。まず，「家事事件の動向と家庭裁判所の置かれた現状等」について，家裁首席書記官の方から説明をさせていただきます。

・首席書記官：「家事事件の動向と家庭裁判所の置かれた現状について」説明

・首席書記官：「家事調停手続の意義，特色，手続の流れについて」説明

・委員長：続きまして家裁調査官の役割等について説明させていただきます。

・首席調査官：「家裁調査官から見た家事調停手続について」説明

・委員長：最後に実際に調停を担当していただいている調停委員に体験談等について体験談等についてお話をさせていただきます。

・調停委員：「調停における心構え，経験談について」

・調停委員：「経験談について」

・委員長：ありがとうございました。調停とは2つの側面があり，紛争を法律的に正しい方向で合意を成立させる，複雑な家庭関係の葛藤等を除去又は緩和して人間関係

の調整を行う側面があります。

(休憩)

- ・委員長：本日のテーマである利用しやすい家事調停制度にするにはどうすればよいか皆様のご意見を伺いたいと思いますが、今までの説明の中で何か質問や不明な点はありますか。
- ・委員：調停委員は、一人何件くらいの事件を持っていらっしゃるのでしょうか。平均的に終結までどのくらいの期間を要するのか教えてください。
- ・委員：平均的に一人10件くらい持っていると思います。終結までですが平均的にだいたい3回くらいで終結しているように思われます。
- ・委員長：私も少しだけ調停を担当しており、確かに回数は1回で終わる場合もありますが、最初は当事者がどのようなことを訴えているのかを聞くことが重要な作業であり、何回か回を重ねるうちに気持ちも和らぎ調停が成立するもので、1回で終わるのはなかなか難しいと思います。過去に担当した遺産分割協議では9回で成立した例もあります。
- ・委員：調停委員の方の年齢や資格はどのようになっているのでしょうか。
- ・委員長：任命資格については、40歳以上70歳未満で、任期は2年です。弁護士資格を有している方、家事の紛争解決に有効な知識経験を有している方、社会生活の中で豊富な知識経験を有していて人格、識見の高い方をお願いしております。各分野の専門家としては、心理学や精神医学、不動産の知識を有している方をお願いしております。
- ・委員：私たち夫婦は60代ですが、60代の男性に男女共同参画を植え付けるのは無理のように思います。その60代の男性調停委員が若い方の離婚調停にどのように対応されているのか気になります。
- ・委員：私が接している男性調停委員は何歳代であれ、わきまえた言動のできる方を要請しているつもりです。立会は必ず男女ペアで行われており、調停委員の先生もジェンダー等についても勉強されております。いろんな世代の方がおられるので、調停委員の資質向上面からも、いろんな組み合わせができる方が、男性委員については若い世代の確保について課題があると考えています。一般の会社員の方はおそらく無理なので、不動産鑑定士の方、司法書士の方等ある程度自由の利く方であれば可能かなと考えております。
- ・委員：当事者の立場でいえば、自分より若い又は同年代の方に色々言われるのは抵抗があり、自分より年上の人に言われた方が納得できる。そういう考え方が古いのかも知れないが。
- ・委員：年齢のことで反発されたことはありますか。
- ・委員：今までそのようなことはありません。
- ・委員：調停の時間と言うのは日中のみと決まっているのでしょうか。一般の会社員は日中仕事をしているので調停委員にはなれないという固定観念をでしたが、時間外の設定をすれば会社員の方も調停委員になることも可能ではないでしょうか。
- ・委員長：今のところそれはやっておりません。
- ・委員：夜間の調停、休日の調停は当事者側から見ても利用しやすいのでフレック

スタイム等の導入を考えられませんか。

- ・ 委員：夜間の手続受付を行っている庁はありますが、調停を行っている庁はないようです。
- ・ 委員：今は専業主婦の方は少なくなっており、仕事を持ちながら家庭を持っている女性の家庭の見方、経験も調停の中に必要とされる時代ではないでしょうか。
- ・ 委員：企業側も、今は社会貢献を社員評価の対象としていますので、勤めている方も調停委員として参加できるような制度に変えていく必要があると考えます。
- ・ 委員：2年くらいなら企業も社会貢献として送り出すことで、了解が取れるのではないのでしょうか。
- ・ 委員：経験を要する仕事ですから、すぐにというわけにはいかないかもしれませんが、時間帯や期間等を限定して行うことも考えてはいかがでしょうか。定年後の社会貢献として考えればとても有意義な仕事であり、定年後の方々も色々な価値観をお持ちの方もいらっしゃると思います。
- ・ 委員：価値観の違いは、女性の立場から見ると、男性調停委員からの意見に対して、発言を控えてしまう結果になりかねないので、価値観はすぐには変わらないと思いますが、男女共同参画の考え方について、調停委員の研修を行い理解していただき、調停へ反映していただきたいと思います。
- ・ 委員：調停事件は当事人同士で解決できない問題が持ち込まれると思いますが、調停委員の広い年齢層の必要性も理解できますが、経験を重ねられた方の広い視野も大切だと考えます。
- ・ 委員長：調停委員に求められる資質についてどのようにお考えでしょうか。
- ・ 委員：公務員の場合は職務専念義務があり、在職中は調停委員等は引き受けることはできませんが、退職後であれば今までの経験を生かすことはできると思います。調停委員として在職中の若手を活用するという考え方もあるようですが、若手は自分の仕事で大切で、その合間に調停の仕事をするのは難しいように思われます。調停委員の確保という面では専門的知識の育成や、報酬の整備も必要と考えます。また社会経験を積んだ退職者の活用も重要なことだと考えております。
- ・ 委員長：調停委員になられてからの資質の向上という面では、法律的な知識の付与等の研修は行われておりますが、その他有用な知識等の研修がありましたらお知らせください。
- ・ 委員：場数を踏むことが大切だと考えます。10年以上経験された方と初めての方とでは紛争を解決する説得力が全く違うと思いますので、経験者の方々の調停に初めての方を加えて行ってはどうでしょうか。
- ・ 委員：初めての方には、経験者と組んでいただき、なじみやすい事件から取り組んでいただくなどの工夫を行っております。
- ・ 委員：昔は、仲人という地域の人格者がおり大変信頼されておりました。結婚する場合に仲人さんが全く知らない男女の縁組みを行い、最終的には離婚まで面倒を見ており、仲介をする人は人格的で経験豊かな必要があると思います。現在では仲人さんをたてて結婚ということもなくなりましたが調停委員に求められる機能はこれに似たものがあると思います。

- ・ 委員：調停協会という調停委員の団体がありますが、その中で家事部会、民事部会と分かれて年に何回か研修を行っており、家事部会の中では県の男女平等参画センターの方を講師として招いて研修を行い、法律知識の研修については裁判官に講師をお願いするなどして 私たちも敏感に時代の流れの中での価値観を幅広く持ち、知識の取得に日々努力している次第です。
- ・ 委員：調停委員の仕事はこうと決めてやるのではなく、当事者の話をじっくり聞いて問題点を抽出し、問題解決のための舵取り役で調整、説得はするが説教はしないことだと思います。調停委員は男女ペアで調停を進めていき、お互いの意見の違いがある場合もありますが、相互に遠慮することなく意見を出し合い調整をし、チームワークを組んで調停に取り組んでいます。調停委員同士の連携強化というものを取り入れた事例研究や、ディスカッションを取り入れた研修を行っています。
- ・ 委員長：調停制度は国民のためにあり、その国民が利用しやすい方策を講じなければならぬと思っておりますが、そのことについて何かご意見はありますか。
- ・ 委員：調停は申立人、相手方の片方ずつ呼ばれて部屋に入りますが、待っている当事者は、代理人と再度問題点をかみ砕いて検討する時間なのですが、今の待合室では人がいっぱいでも机もなく話をすることもできません。待合室に机があり検討し考えるスペースの確保をお願いしたいと思います。
- ・ 委員長：調停制度は古い歴史がありますが、以外と知らない方もいらっしゃると思いますが。
- ・ 委員：法テラスで一週間に一度仕事をしておりますが、離婚の相談をされる方はすぐに裁判というイメージから弁護士への相談を希望されます。その前段階として調停を利用することができることを知らない方が多いように思えます。
- ・ 委員長：先程お話のありました家事相談が冒頭にあるわけですが、世間話や、身の上話をされる方もあり、また相談希望者も多いことから一人20ないし30分と設定させていただいております。
- ・ 委員：相談者はなかなか確信に触れないことが多く、しばらく相手の話を聞くことも必要ではないでしょうか。
- ・ 委員長：少ない職員で対応しており、調停相談の段階でじっくり相手の話を聞くとまではいかない状態です。しかし、私たちは国民のための調停制度を作っていかなければならないと考えており、皆様のご意見を参考に、よりよい制度にしていきたいと思っております。もっとご意見をお聞きしたいのですが、時間もありませんのでこの辺で終わらせていただきたいと思います。
- ・ 委員長：「裁判員制度の取り組み状況と今後の課題について」説明
- ・ 委員長：次回についてですが、委員の皆さんに DVD 視聴のうえで模擬評議の体験をしていただきたいと思いますと考えております。9月頃を予定しておりますがよろしいでしょうか。詳細日程については後日調整させていただきます。
- ・ 全員：了承

以 上